



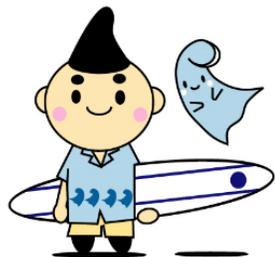
# 電子契約の導入について

令和7年2月26日

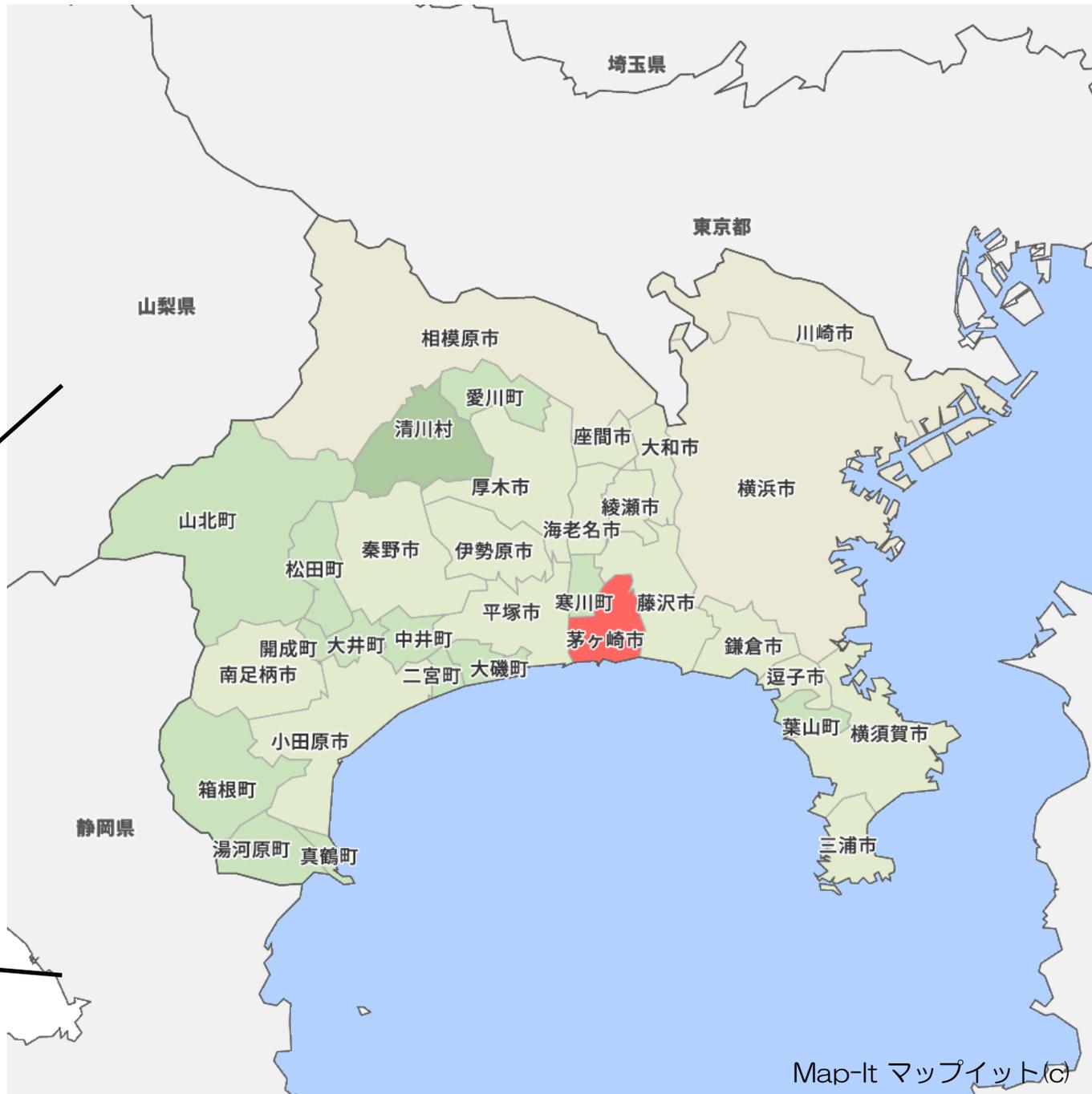
茅ヶ崎市 経営総務部 契約検査課



笑顔と活力にあふれ  
みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎



Map-It マップイット(c)



Map-It マップイット(c)

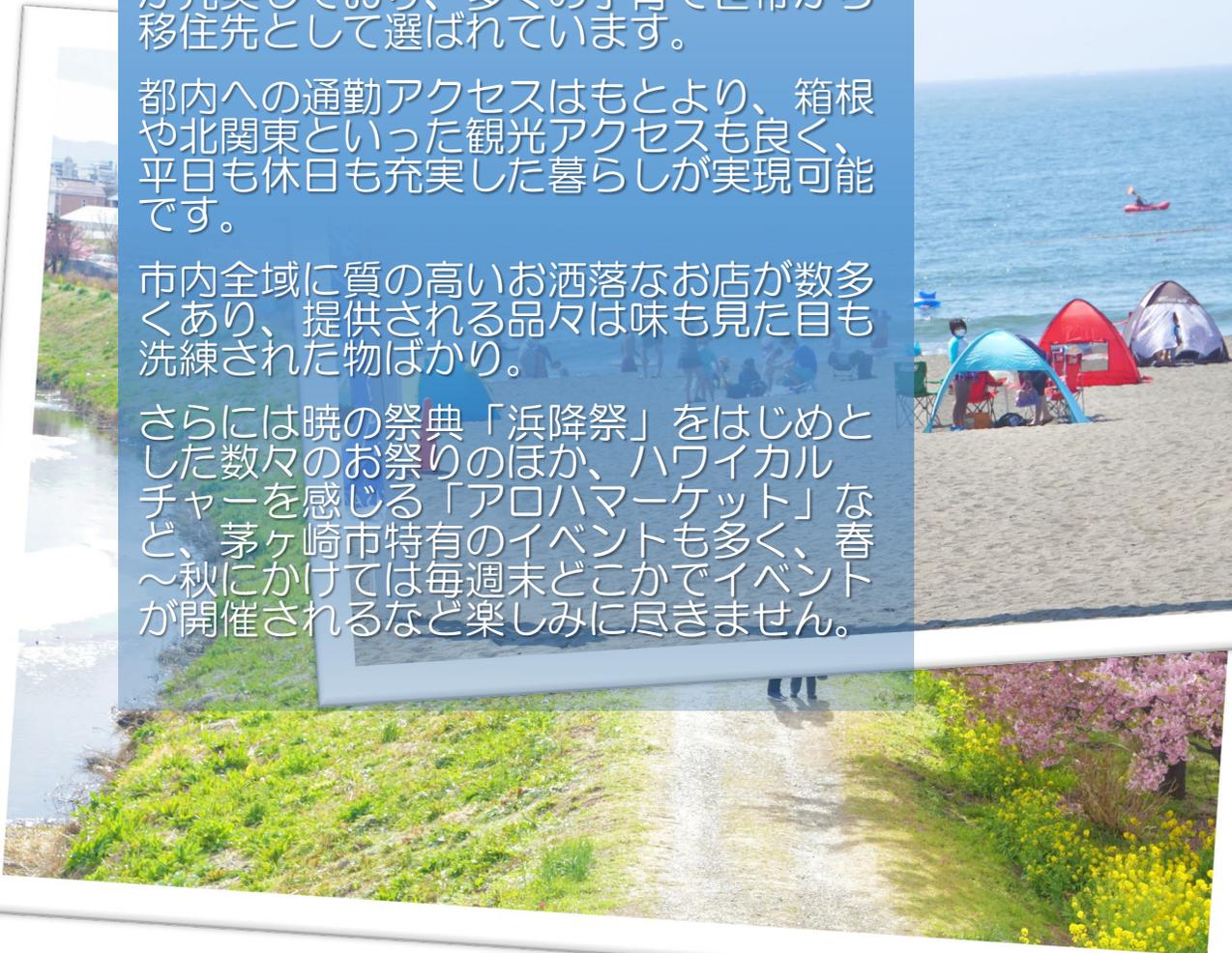
都心から電車で1時間。茅ヶ崎市は、神奈川県・湘南エリアの中心に位置するビーチタウンです。

四季を通じて気候が温暖で、南は海、北に丘陵地、西には相模川など、自然環境が充実しており、多くの子育て世帯から移住先として選ばれています。

都内への通勤アクセスはもとより、箱根や北関東といった観光アクセスも良く、平日も休日も充実した暮らしが実現可能です。

市内全域に質の高いお洒落なお店が数多くあり、提供される品々は味も見た目も洗練された物ばかり。

さらには暁の祭典「浜降祭」をはじめとした数々のお祭りのほか、ハワイカルチャーを感じる「アロハマーケット」など、茅ヶ崎市特有のイベントも多く、春～秋にかけては毎週末どこかでイベントが開催されるなど楽しみに尽きません。



大岡越前祭



茅ヶ崎アロハマーケット



湘南祭



サザンビーチちがさき海開き



茅ヶ崎海岸浜降祭



サザンビーチちがさき花火大会



茅ヶ崎市長杯湘南祭  
アマチュアサーフィンコンテスト



ホノルルミーツ



茅ヶ崎パン祭り



新春凧揚げ大会



小出川桜まつり



導入の背景

導入までの過程、課題

導入の効果

早期導入および全庁展開を実現できたポイント



## ■ 社会的背景

- 令和3年1月に地方自治法施行規則が改正され、自治体でも民間事業者が提供する「クラウド型電子契約サービス」の利用が可能に
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、非対面・非来庁型の行政サービスの必要性が急激に高まる

## ■ 自治体の課題

- コロナ関連業務の増大、慢性的な人員不足等により、従来の紙ベースの業務方法では、相対的な事務作業の負担やコストが増大し、業務の効率化と市民サービスの向上が課題に



導入の背景

# 導入までの過程、課題

## <令和3年度>

### ■ 初期検討段階

- ・ 主に市内事業者様向けの導入検討のオンライン説明会の開催
- ・ 主に市内事業者様の協力を得ながら、2社の電子契約サービスを利用し、実際の執行案件のダミー契約を実施
- ・ 協力事業者様へのアンケート実施 → 契約締結の不安点等の把握 → 申請書の採用（無権代理防止等）
- ・ バックデータの課題整理 → 追認規定の設定

### ■ 庁内の合意形成、改正（変更）手続き

- ・ 関連する例規の改正、契約済み契約書データの格納方法の検討、書類の回付方法の確認、公印使用権限の変更、財務起案との整合性の調整 等

→ 必要な変更手続き と 「常識の打破」

### ■ サービス提供事業者との契約手続き

- ・ 導入サービスの決定、操作マニュアルの作成



## 電子契約に係る申請書について

本市「電子契約締結ガイド（職員用）」より抜粋

電子契約書署名パネルの署名者情報、電子契約締結証明書に表示されます。（所在地を除く）

電子契約に係る申請書

茅ヶ崎市長 様

所在地 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
役職・代表者名 \_\_\_\_\_

※受任者を除く場合は受任者についてご記入ください。  
※商号、役職・代表者名は契約書署名パネルの電子署名者情報、電子契約締結証明書に表示されます。

電子契約に関して、次の内容を申請します。

茅ヶ崎市と電子契約サービスを利用して行う契約において、契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりとします。

利用メールアドレス: \_\_\_\_\_

※やむを得ず電子契約をすることが出来ない場合は下記□にレ印を入れてください。

電子契約を承認しません。（この場合は、従来通りの紙での契約となります。差し支えなければ理由をご記入ください。今後の参考とさせていただきます。）

理由: \_\_\_\_\_

**【事務担当者】※必ずご記入ください。**

部 署 名: \_\_\_\_\_  
役 職・氏 名: \_\_\_\_\_  
電 話 番 号: \_\_\_\_\_  
メー ル ア ド レ ス (上 記 と 異 な る 場 合 に 記 入): \_\_\_\_\_

### 【「電子契約に係る申請書」の提出について】

○電子契約はメールでのやり取りになるため、メールアドレスの申請が必要になります。基本的には電子契約を締結する権限のある方のメールアドレスを記入してもらいます。ただし、事業者によっては、権限者以外の方が受領し、権限者に転送することを希望する場合もあるため、権限者以外の方のメールアドレスが記入される場合もあります。その場合は、署名者変更機能により事業者側で権限者に転送し、権限者が署名することが可能です。

### 【提出方法】

○落札後、決定事業者は発注担当課へ**電子メールで提出してもらいます。**

○以前に発注担当課に対し、本申請書を提出済みであり、記載内容に変更がない場合は提出不要です。

○やむを得ず電子契約をすることが出来ない場合は、承諾しませんにレ点を入れ、理由を記入し、提出してもらいます。

### 【文書管理システムへの保存について】

○申請書は、次のフォルダを作成し、文書管理システムへ収受保存します。

○申請書は支出負担行為書起案時に関連文書として添付します。※メールアドレスは、GMOサインのアドレス帳に登録できます。（P. 27参照）

**【フォルダ名】**：電子契約に係る申請書（電子）（移換禁）

**【保存期間】**：常用1年

**【文書名】**：電子契約に係る申請書（事業者名）

## 電子契約における契約事務の留意事項

本市「電子契約締結ガイド（職員用）」より抜粋

### (3) 履行開始日が4月1日の契約の取扱について

〔運用〕

#### 【原則】

- ・ 地方自治法第234条第5項に基づき、契約締結日は双方が電子署名を講じた日となりますので、4月1日に支出負担行為（契約締結）の起案を行い、同日に双方が署名を講じます。

#### 【例外】

- ・ 受注者側の事情や4月1日履行開始日の案件数が多い場合等により、物理的に1日に双方の署名が完了できない場合のみ例外的に双方合意の上、追認規定（下記参照）を設け、履行開始日を4月1日とし、契約締結日は実際に市が電子署名を講じた日として契約締結を行います。
- ・ ただし、この場合も、契約規則第24条に基づき、事業者には落札日から7日以内に電子署名を講じてもらう必要があります。

【追認規定】 ※契約書の「その他の事項」に記載する。

「令和〇〇年4月1日から本契約書締結までの間に、受注者がなした本契約に定める事務に相当する事務は、本契約に基づくものと見なして、本契約を適用する。」

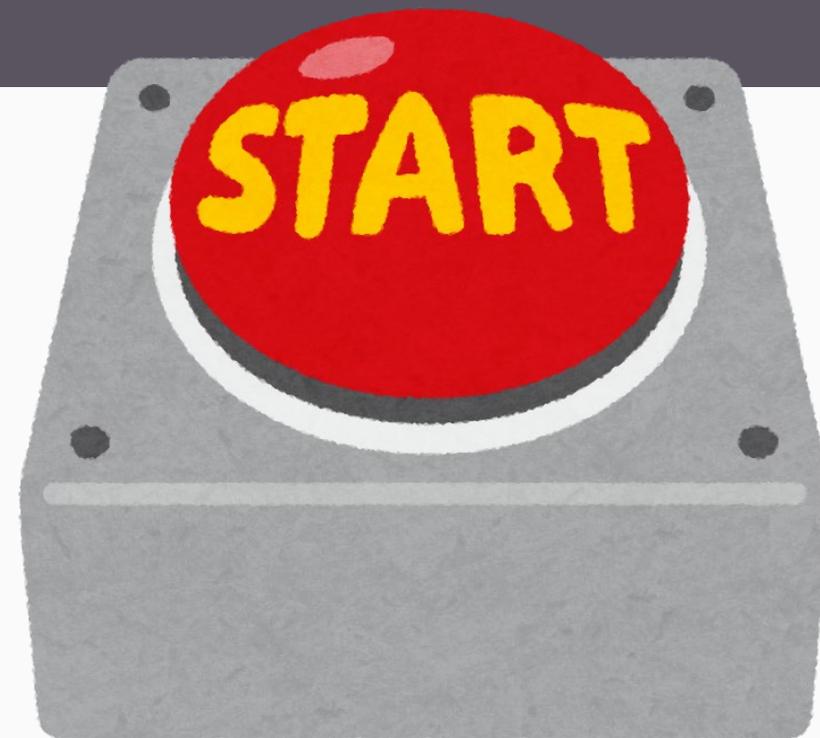
#### 【重要】

追認はあくまで例外措置であり、例年4月1日履行開始としていた案件についても改めて、**本当に履行開始日が4月1日でなければならないのか精査を行い、適正な契約締結を行うようお願いします。**

## 導入までの過程、課題（2）

### <令和4年度>

- 初期導入
  - ・ 令和4年4月より契約検査課の執行案件より導入開始
- 全庁導入準備
  - ・ 全庁職員を対象とした、動画を利用した説明会の実施
  - ・ サービス提供事業者の協力によるダミー契約の実施
- 全庁導入
  - ・ 令和4年6月頃より、担当課かいに執行権限のある案件に拡大、例外を除く全契約案件に導入完了



## ■ 電子化の達成

- 令和4年4月の導入開始から約2,100件の契約書締結に利用  
（契約検査課執行案件では9割超、担当課かい執行案件では7割超（体感）が電子化）

## ■ コスト削減

- 令和4年4月の導入開始から累計約480万円のコスト削減に！  
（通信運搬費、消耗品費、人件費の合計。本市独自試算。）

## ■ リスクの低減

- 管理リスクの低減（保存・回付）
- 契約の確定の早期化

## ■ 受注者からの声

- 「来庁や郵送の手間が激減した」、「テレワークでの業務遂行が可能になった」
- 「印紙税の負担が大きく減った」  
→契約金額の大きい工事請負契約（関連の委託業務を含む）だけで、  
令和4年4月の導入開始から累計約1,100万円の印紙税負担の軽減に！



# 導入の効果

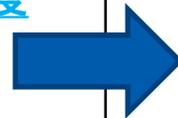
本市「電子契約締結ガイド（職員用）」より抜粋

### （４）電子契約サービス導入による契約事務の変更

契約書の製本、郵送、押印などの作業が不要で業務効率化につながります。

<p>(1) 準備</p>	<p>【現在の契約事務の流れ】</p> <p>1【市】事業者選定</p> <p>2【市】支出負担行為</p>	<p>【電子契約サービス導入後の契約事務の流れ】</p> <p>1【市】事業者選定</p> <p>2【市】支出負担行為</p>
<p>(2) 締結</p>	<p>3【市】契約書の印刷・製本（2部）</p> <p>4【市】契約書2部を事業者へ送付</p> <p>5【事業者】契約書に押印、収入印紙の購入、貼付</p> <p>6【事業者】契約書2部を市へ返送</p> <p>7【市】公印申請</p> <p>8【市】契約書2部に公印を押印</p> <p>9【市】契約書1部を事業者へ送付</p>	<p>3【市】システムに契約書電子データをアップロード</p> <p>4【システム】システムから事業者へメール送付</p> <p>5【市・事業者】契約書への電子署名</p>
<p>完了</p>	<p>10【市】契約書のファイリング</p> <p>11【事業者】契約内容の履行</p>	<p>6【市】契約書のファイリング（電子）</p> <p>7【事業者】契約内容の履行</p>

1,2週間  
程度



最短  
数分

この工程が  
電子契約サービスでの作業  
となります！

# 早期導入および全庁展開を実現できたポイント

- 受注事業者様の御協力
  - ・ 初期検討段階の説明会への御参加、ダミー契約、アンケートへの御協力
  - ・ 導入後の積極的な御活用
- システム提供事業者様（GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）の御協力
  - ・ 導入検討時における有益な情報提供、導入準備期における資料作成や説明会開催への手厚いサポート、導入後の担当課のサポート、専任の担当者の設置
- 本市担当職員の熱意
  - ・ 動画を使った研修実施、受注事業者様・職員向け詳細な「電子契約締結ガイド」の作成、担当課かいとの粘り強い協議・交渉等
- 達成イメージの共有による、モチベーションの維持
- 導入検討を先行していた先進市横須賀市の存在



ご清聴いただき  
ありがとうございました



茅ヶ崎市 経営総務部 契約検査課 福井

tel 0467-81-7118(直通)

e-mail keiyaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

• 本市の利用する電子契約サービス 「電子印鑑GMOサイン行革DX」  
URL [https://www.gmosign.com/go\\_dx/](https://www.gmosign.com/go_dx/)

サービス提供事業者 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社  
(本市担当者 電子契約事業部 デジタル・ガバメント支援室 大橋様)

• 実証実験を行った他のサービス「クラウドサイン」